

報道機関各位

発信日	令和8年3月19日	担当者名	林、有馬、川原
担当課	地域福祉課	電話番号	0942-85-3553

住民税非課税世帯等を対象とした支援給付金に関する  
里子世帯への対応について

事業内容	<p>本市が令和5年度から令和7年度にかけて実施した住民税非課税世帯等を対象とした支援給付金において、支給対象世帯（里子世帯：のべ4世帯）への周知不足による未支給が判明しましたのでお知らせします。</p> <p>関係者の皆様、市民の皆様には、ご迷惑をおかけしましたことを深く、お詫び申し上げます。</p> <p>※3/19～3/22の間のお問い合わせは以下にお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・林（個人携帯） 090-1340-1510</li><li>・有馬（個人携帯） 090-8211-9062</li></ul>
------	---

添付資料	詳細資料
------	------

関連サイト	—
-------	---

## 住民税非課税世帯等を対象とした支援給付金に関する 里子世帯への対応について

### 1 概要

本市が令和5年度から令和7年度にかけて実施した住民税非課税世帯等を対象とした支援給付金※1において、支給対象世帯（里子世帯：のべ4世帯）への周知不足による未支給が判明した。

※1 ①令和5年度物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金

（基準日：令和5年6月1日、給付額：1世帯あたり3万円）

②令和5年度物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（追加給付分）

（基準日：令和5年12月1日、給付額：1世帯あたり7万円、加算額：加算対象児童1人あたり5万円）

③令和6年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金

（基準日：令和6年12月13日、給付額：1世帯あたり3万円、加算額：加算対象児童1人あたり2万円）

### 2 経緯

令和7年12月9日、鳥栖市内で里子を養育する里親から給付金の対象について確認の相談があったことにより事案を把握。その後、同様の事例について調査を実施したところ、過去実施した給付金事業において、支給対象世帯（里子世帯：のべ4世帯）に対して制度の周知等を実施していなかったことが判明した。

### 3 影響

本来受給資格があった里子世帯（のべ4世帯）に対し、合計27万円の給付金※2が支給されなかった。

※2 ①令和5年度物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金

1世帯、3万円が未支給

②令和5年度物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（追加給付分）

1世帯、12万円が未支給

③令和6年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金

2世帯、12万円が未支給

#### 4 発生原因

各給付金の支給事務において、基準日（①令和5年6月1日、②令和5年12月1日、③令和6年12月13日）時点の里子に関する情報収集が不十分であったことにより、支給対象となる里子の世帯の全てを把握できず、周知文書の送付漏れが発生した。

また、里子世帯が対象になることについて、ホームページ等による周知を行っていなかった。

#### 5 対応

周知不足により申請ができなかった世帯に対して、訪問によりお詫び、経緯の説明を差し上げるとともに、本来受給できた給付金相当額について年度内にお支払いする旨の案内を行った。

#### 6 再発防止への取り組み

基準日時点の里子に関する情報の収集及び対象世帯の把握を確実にを行い、対象となる里子世帯への周知を行うとともに、ホームページ等においても周知を行う。

#### 7 給付金の対象世帯等（参考）

原則として、基準日（①令和5年6月1日、②令和5年12月1日、③令和6年12月13日）において、鳥栖市に住民登録があり、「住民税均等割非課税者」のみで構成される世帯が対象となる。

加えて、特別な配慮を要する者（配偶者等からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に定める措置を受けた者等）も対象としており、里子についても支給対象としている。